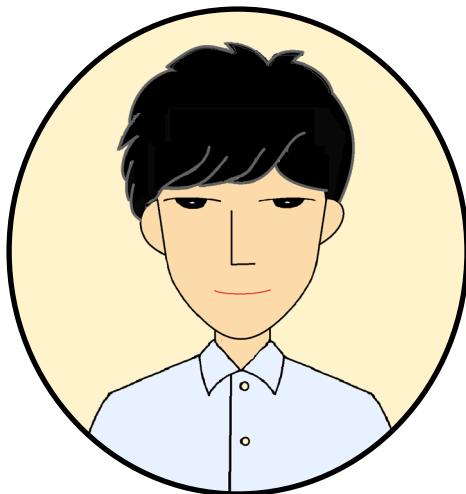


検察庁の被害者支援について教えてください。



I (H26年入庁)

検察事務官

ひと言メモ

最近の趣味は掃除
です



検察庁では、犯罪により被害を受けた方や御遺族等の方々からの刑事手続に関するあらゆる相談に応じたり、法廷への案内・付添い、被害者通知など様々な被害者支援を行っています。

このQ&Aでは、検察庁が行っている被害者支援の中から、被害者通知制度と被害者参加制度を簡単に紹介したいと思います。

被害者等の方々は、事件の処分がどうなったのか、裁判ではどのような判決が下ったのかなどについて関心を持っておられると思います。

そこで、検察庁では被害者通知制度を設けており、被害者等の方々に対し、ご希望に応じて、事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報の提供をしています。

また、被害者の方々に限らず、参考人（目撃者など）の方に対しても、通知をすることがあります。

次に紹介するのは、被害者参加制度です。

被害者参加制度とは、一定の事件の被害者や御遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができるというものです。

実際、当庁が担当した控訴審で被害者参加制度を利用し、公判に出廷された方もいらっしゃいます。

そのほかに、検察庁ではどんな被害者支援制度があるのか気になった方は検察庁のHPなどで御確認ください。

被害者支援は、検察庁職員としてやりがいを感じる仕事の一つです。

[←Q&Aにもどる](#)